

# 人口問題・少子化対策推進に関する施策展開方針

根室市人口問題・少子化対策推進本部

平成26年10月10日決定

平成27年11月27日改訂

平成29年 4月 3日改訂

平成29年 9月22日改訂

平成30年 1月12日改訂

平成30年12月11日改訂

## 1 趣旨

この方針は、根室市を取り巻く社会経済情勢や厳しい財政状況の中で、第9期根室市総合計画等を見据えながら、現在、本市が抱えている人口問題、並びに少子化対策の課題に適切かつ早期に対応するため、平成27年度から向こう5カ年、「政策」、「財政」、「組織」の連動性を図りながら、重点的に取り組むべき施策の基本的な展開方向を示すものである。

## 2 本市を取り巻く社会情勢

全国的には、少子高齢化の進行による人口減少、家族・地域の繋がり希薄化、都市と地方の格差拡大などを背景に、多くの地方都市が将来に強い不安を抱いている。国は、平成26年9月の臨時国会を「地方創生国会」と位置付け、地方の活性化と人口対策のため、「まち・ひと・しごと創生法案」の成立を図り、これまでとは次元の異なる大胆な政策を実行し、50年後の人口を1億人に保つ政府目標を掲げている。

本市においては、市域全体として人口減少が継続し、特に少子化の進展による児童・生徒数の減少を始め、人口減による日常生活への影響や、地域医療に対する不安、基幹産業等の労働力不足などの深刻な問題が生じている。こうしたことから今後の市政運営に当たっては、さらに厳しい情勢の恒常化が懸念され、人口減少や少子高齢化によって生じる様々な危機の克服や、地域の活性化に向けた取り組み、並びに行財政改革への対応など多くの課題を抱えている。

## 3 施策展開の取り組み姿勢

人口問題・少子化対策の推進に当たっては、その主な要因である若年女性の減少、大都市圏への若者の流出、さらには教育や産業振興の視点など、まちづくり全体に関わる大局観に立ち、「子育て支援」、「地域振興」を同時並行で展開する。

特に、子育て支援関連を重点項目に位置付け、出会いから結婚、妊娠、出産、

育児まで切れ目のない総合的な支援を展開し、子育て世代の経済的な負担の軽減を柱に、地域に即した子育て環境の整備を図るものとする。

#### 4 施策展開の達成目標

- 目標1 人口減少率の年0.1ポイント以上の改善を図り、5カ年で1.0%まで抑制する
- 目標2 子育て環境に満足している市民の割合を高め、5カ年で不満を持つ市民割合を10%以下まで向上する
- 目標3 子ども向け屋内遊戯施設の設置

#### 5 施策展開の基本的な方向性（「政策」関連）

「第9期根室市総合計画」及び「根室市創生総合戦略」、並びに「根室市子ども・子育て支援計画」のほか、庁内各行政分野における52の個別計画との連動性を保ちながら、①出会い・結婚・妊娠・出産支援、②家庭での子育て支援、③保育・幼児教育、④就労支援、⑤住環境整備、⑥若者の地元定着の6つの施策を着実に進めるものとし、そのうち表1に示す重点項目の優先的な事業展開を図るものとする。

加えて、医療福祉や教育環境の充実のほか、商業や農林水産業など付加価値を高める産業振興に取組み、後継者や新規就業者等の担い手対策の推進など、若い人材や組織の育成といった次世代の礎となる関連施策を積極的に展開し、若者が活力と豊かさを感じる地域づくりに取り組む。

#### 6 予算等の基本的な方向性（「財政」関連）

##### (1) 人口問題・少子化対策の推進に必要な施策分野の財源確保

予算編成に当たっては、本方針を踏まえ、大胆な発想によりこれまでの施策の検証など徹底した歳出の見直しや弾力的な財源調整等により、少子化対策関連に必要な財源を最大限に確保し、長期的な視点に立った財政の健全化と計画的な施策展開の両立を図るものとする。

##### (2) ふるさと納税制度の有効活用

上記、施策展開に向けては、中長期にわたって実行性を確保するため、「ふるさと応援基金」等を原資として、「子ども未来基金」「地域医療安定化基金」「人材確保対策安定化基金」「公共交通維持安定化基金」「交流人口拡大促進基金」「屋内遊戯設備整備運営基金」「漁業資源増大対策強化基金」の計7基金を設置したところであり、最大限有効活用する。

##### (3) 少子化対策関連の重点枠の設定

政策的視点から重点項目に掲げた表1の施策ほか、相応する目標達成の効果が見込まれる施策については、別途、予算重点枠を設けて優先度等の検討を行いつつ、予算を集中的に配分するものとする。

## 7 人員体制の基本的な方向性（「組織」関連）

少子化対策等の一元的な推進を目的に、本方針に基づき関連する事務分掌の見直しを行うとともに、必要な人員配置、また効率的な組織機構の設置などの措置を講ずるものとする。

また、本方針を円滑かつ持続的に推進するため、職員の政策形成能力に関する研修等のさらなる強化を図り、業務遂行能力を備えた職員の計画的な育成を図るものとする。

その他、本方針の推進に当たっては、女性職員を積極的に登用し、子育て支援業務に携わるワンストップ相談窓口の開設などの際には、女性職員の割合を3割程度まで高めるものとする。